

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき変更した、愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年6月19日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水域は、伊勢湾、三河湾の内湾域と遠州灘に面する渥美外海域から成り、多様な沿岸性動植物が生息し、昔から魚介類の宝庫、優れた漁場として利用されてきた。

本県の水産業は、この豊かな海と都市近郊という恵まれた流通条件を背景として発展し、総生産こそ全国的には中位程度に位置するものの、個々の魚種では全国一又は上位を占めるなど、日本の水産業の中で特色ある地位を築いてきた。

しかし、水産業を取り巻く情勢は、干潟・藻場の減少や赤潮・貧酸素水塊の発生等による漁場生産力の低下、水産物消費の減少、魚価の低迷、後継者不足と高齢化等によって、厳しい状況が続いている。

- (2) また、我が国周辺水域における海洋生物資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源の水準についても、同様の傾向にある。

このようなことから、本県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を行ってきた。その結果、地先資源を主体に幾つかの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を行うこととする。

- (3) 漁獲可能量制度及び漁獲努力量管理制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導等実効措置を行うため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績及び第二種特定海洋生物資源に係る操業実績の的確な把握に努めることとする。

- (4) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見の収集、蓄積が必要になるため、愛知県水産試験場を中心に国及び隣接県との連携の下、関係漁業者の協力を得ながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ること

とする。

- (5) 第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、適切な管理、合理的な利用を目指して、引き続き資源管理を推進していくこととする。
- (6) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、関係漁業者の話し合いの場を設ける等により漁業者等の自主的な資源管理を推進する。
- (7) くろまぐろの保存管理措置を規定する計画は別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

第一種特定 海洋生物資源	平成31年又は令和元年		令和2年	
	管理期間	知事 管理量	管理期間	知事 管理量
まあじ	1月～12月	若干	1月～12月	若干
まいわし	1月～12月	43,000 トン	1月～12月	50,000 トン
まさば及びごまさば	7月～翌年6月	若干	7月～翌年6月	若干
するめいか	4月～翌年3月	—	4月～翌年3月	—*

※ 令和2年のするめいかについては知事管理量を定めないものとする。

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(まあじ)

小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとし、従来と同様の操業規制の下で操業することとし、漁獲実績が前年と同程度となるよう努めるものとする。

(まいわし)

中型まき網漁業、機船船びき網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとし、従来と同様の操業規制の下で操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が配分量を超えないよう努めるものとする。

(まさば及びごまさば)

中型まき網漁業、機船船びき網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとし、従来と同様の操業規制の下で操業することとし、漁獲実績が前年と同程度となるよう努めるものとする。

(するめいか)

小型機船底びき網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがない

よう、許可隻数等については現状どおりとし、従来と同様の操業規制の下で操業することとし、漁獲実績が前年と同程度となるように努めるものとする。

(くろまぐろ)

別に定めるものとする。

4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）並びに管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第三種漁業であつてとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	令和2年 10月1日から 10月31日まで	3, 287
	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	令和2年 11月1日から 11月30日まで	2, 635

5 第二種特定海洋生物資源の漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第二種特定海洋生物資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業のうち えびけた網漁業及び まめ板網漁業	三河湾	令和2年 10月1日から 10月31日まで	3, 287
	小型機船底びき網漁業のうち まめ板網漁業	伊勢湾	令和2年 11月1日から 11月30日まで	2, 635

6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(とらふぐ)

伊勢湾、三河湾のとらふぐの資源回復を図るために、「愛知県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理を一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状

況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握する。

また、海洋生物資源の資源量変動機構や再生産関係の解明とそれに基づく科学的な資源管理を達成するため、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚、産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (3) 海洋生物資源の有効利用を図るため、漁獲サイズや鮮度保持に配慮し、付加価値を向上させる等の取組を進めることとする。